

# グループホーム 和楽の家 久米

## 運 営 規 程

### (事業の目的)

#### 第1条

株式会社 桜梅桃里(以下「法人」という。)が運営するグループホーム和楽の家 久米(以下「事業所」という。)が実施する指定認知症対応型共同生活介護事業、及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業(以下「事業」という。)の適切な運営を確保するために、人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の介護従事者が、要支援2又は要介護状態で、認知症の状態にある入居者に対し、グループで共同生活を営みながらその住居において適正な指定認知症対応型共同生活介護、及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

### (運営方針)

#### 第2条

- ① 事業所の介護従事者は、要支援2又は要介護者で医師の診断書の確認のうえ、認知症の状態にある者(認知症に伴い著しい精神疾患や周辺症状がある者や認知症原因の疾患が急性の状態にある者を除く)に対し、その有する能力に応じ、自立した日常生活を家庭的な環境の中で営む事が出来るよう、入居者の心身等の状況に応じてグループで共同生活を営み、その住居において入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話及び指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護及び機能訓練等を受けることを提供することをその運営方針とする。
- ② 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の実施に当たっては、居宅介護支援事業者等その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努める。又、2ヶ月に一度、近隣の有識者等(以下は参加構成)を集め運営推進会議を行うと共に、関係市町とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

#### 【運営推進会議構成】

- 法人代表 ●施設長・管理者 ●計画作成担当者 ●保健福祉課 ●社会福祉協議会
- 町内代表 ●近隣保育園 ●愛育委員 ●身元引受人代表 ●書記係

### (事業所の名称・所在地・連絡先)

#### 第3条

事業を行う事業所の名称・所在地・連絡先は、次のとおりとする。

- ・ 名 称 グループホーム 和楽の家 久米
- ・ 所在地 岡山県久米郡久米南町上神目436
- ・ 電話:0867-22-5255 FAX:0867-22-5256

## **(介護従事者の職種及び員数並びに従事内容)**

### **第4条**

① 従業者の職種、員数および従事内容は次のとおりとする。

(1) 管理者(常勤)・・・1名(介護従事兼務)

管理者(常勤)・・・1名(介護従事兼務)

従事内容:事業所の円滑な運営管理と入居者及び介護従事者の状況把握と対策

(2) 計画作成担当者(非常勤)・・・1名(介護従事者兼務)

計画作成担当者(非常勤)・・・1名(介護従事者兼務)

従事内容:認知症対応型共同生活介護計画の作成

(3) 介護従事者・・・10名以上

従事内容:指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供する。尚、夜勤時間帯には、各ユニット常時1名を配置する。

## **(利用定員)**

### **第5条**

入居者の定員は18名(各ユニット9名)とする。(全個室)

## **(指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容)**

### **第6条**

指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

(1) 住居および食事の提供を行い、入居者に対して食事、入浴及び排泄等の援助を行う。

(2) 日常生活を通じた生活介護を行う観点から、事業所での食事は原則として、入居者と介護従事者が共同で調理して行うように努める。

(3) 入居者の身体的、精神状況の的確な把握に努めるとともに、症状等に応じて、医療機関への受診を図るなど適切な対応を行う。

(4) 入居者に対して、金銭管理の援助、健康管理の助言等の生活援助を行うとともに、緊急時の対応を行う。

(5) グループホームの特性を活かした個別介護計画を作成し、入居者が安心して生活を送れるよう援助を行う。

## **(利用料等その他の費用の額)**

### **第7条**

① 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料の額は、介護報酬告示上の額によるものとし、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

② 入居者は、別表に定める費用を負担するものとする。原則として、上記の費用以外の徴収は行わないが、その他、日常生活に係る費用の徴収が必要となった場合は、その都度入居者又は家族に説明し同意を得たものに限り徴収する。

③ 月の中途に入居し利用されたときの居住費及び管理費は、日割計算により負担するものとする。

- ④ 月の中途に退居されるときは、利用日数が12日以上ときは、1ヶ月分全額を負担するものとし、利用日数が12日未満ときは、日割り分を負担するものとする。
- ⑤ 月の中途に退所されるときは、管理費は、日割計算により負担するものとする。
- ⑥ 入居者が生活保護受給者の場合、住居費が生活保護法による保護の基準の上限額とする。
- ⑦ 食料費は、朝食、昼食及び夕食の内いずれか1食でも喫食されたときは、1日分全額を負担するものとする。
- ⑧ 前項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ入居者又は身元引受人に対して、文書で提供するサービス内容と負担額を説明し、支払いに同意する旨の文書に署名(記名・押印)を受けることとする。

### (内容及び手続きの説明及び同意)

#### 第8条

サービスの利用にあたっては、あらかじめ入居申込者又は身元引受人に対し、重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、入居申込者の同意を得るものとし、署名(記名・押印)を受ける事とする。入居開始にあたっては、入居契約書に記載された事項を、事業所と入居者及び身元引受人の双方が確認の上、署名(記名・押印)をし、その遵守に努めることとする。

### (入居にあたっての留意事項)

#### 第9条

事業所の入居者及び身元引受人が遵守すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 入居者は、事業所内における共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めること。
- (2) 入居者は、外出・外泊を希望する場合は、所定の手続きにより管理者又は介護従事者に届け出ること。
- (3) 入居者は、事業所の整理、整頓その他環境衛生を保持するため、事業所に協力すること。
- (4) 入居者及び身元引受人は事業所が定める遵守事項に従うこと。

### (非常災害対策)

#### 第10条

- ① 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画を立案しこれを介護従事者に徹底するとともに、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行い、常に非常災害に備え機器の維持管理を行う。
- ② 防火管理者は事業所管理者を、火元責任者には、介護従事者を充てる。
- ③ 災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- ④ 非常災害用設備は常に有効に保持するよう努める。
- ⑤ 火災発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限度にとどめるため自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当るものとする。
- ⑥ 防火管理者は、介護従事者に対して消防法その他関係法令に規定される防火教育、消防訓練等を実施する。
  - (1) 防火教育及び基礎訓練(消火・通報・避難)・・・年1回以上
  - (2) 入居者及び介護従事者との総合訓練・・・・・・年2回以上(内1回は夜間訓練を実施)
  - (3) 非常災害用設備の使用法の徹底・・・・・・随時

## **(職員の資質向上)**

### **第11条**

事業所の介護従事者の介護サービス向上を図るために、次のように研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- (1) 採用時:採用時研修(原則1～2回程度)
- (2) 採用後:OJT 及び OFFJT による基礎知識習得学習(1ヶ月程度)
- (3) 継続研修:介護サービス向上研修等(法人又は教育担当マネージャーが選定した研修)

## **(守秘義務)**

### **第12条**

- ① 事業所の介護従事者は、正当な理由なく業務上知り得た入居者及び身元引受人並びに法人、事業所、他の介護従事者の情報を漏洩してはならない。
- ② 事業所の介護従事者であった者に、業務上知り得た入居者及び身元引受人並びに法人、事業所、他の介護従事者の情報を保持させるため、勤務期間中及び、退職後においてもこれらの情報を保持する旨の内容を記載した個人情報守秘義務同意書を交わすものとする。
- ③ 事業所の介護従事者であった者が個人情報守秘義務同意書に違反し、情報漏洩し、損害が発生した場合は損害賠償等の法的措置を行う。

## **(苦情処理)**

### **第13条**

- ① 事業所は、入居者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設け解決に向けた調査を実施するとともに、必要な改善措置を講じるものとする。
- ② 事業者は、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関して、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力すると共に、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- ③ 事業者は、提供した指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力すると共に、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

## **(衛生管理)**

### **第14条**

- ① 事業所は、使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。
- ② 法人は介護従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めると共に、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

## **(身体拘束及び虐待防止)**

### **第15条**

- ① 事業所は、入居者の生命もしくは身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、隔離、身体拘束、薬剤投与、その他の方法により入居者の行動を制限しないものとする。

- ② 事業所が前項によりやむなく身体拘束をする場合は、入居者又は身元引受人に対し事前に行動の制限の根拠、内容、見込まれる期間について、十分説明するものとする。またこの場合、事業者は事前、又は事後速やかに入居者及びその法定代理人、任意後見人、入居者代理人、身元引受人並びに関係市町村に対して説明し承諾を得るとともに、サービス提供記録に内容を記載する。
- ③ 事業者は、入居者の人権擁護及び虐待等の防止のために次の措置を講ずるものとする。
  - (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
  - (2) 介護従事者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
  - (3) その他虐待防止の為に必要な措置
- ④ 事業者は、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たり、当該事業所介護従事者又は養護者による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

### (協力医療機関)

#### 第16条

事業所は、入居者の病状の急変等により医療処置および歯科医療処置が必要になった場合に、主治医が対応できない場合に備えて事前に医療機関と協力に関する契約を締結するものとする。

#### <医療>

##### ●医療法人たけべクリニック

(内科, 消化器科, 循環器科, 小児科, リハビリテーション科, 放射線科)

##### ●岡山市久米南町組合立国民健康保険福渡病院

(内科, 精神科, 外科, 整形外科, 婦人科, 眼科, リハビリテーション科, 放射線科)

##### ●医療法人 不二尚和会 日笠クリニック

(精神科, 神経内科, 心療内科, リハビリテーション科)

##### ●いしかわ歯科医院

(歯科)

##### ●萩原歯科医院

(歯科, 矯正歯科, 小児歯科, 歯科口腔外科)

### (緊急時、事故発生時の対応)

#### 第17条

- ① 介護従事者は、入居者に病状の急変その他緊急対応の必要が生じた場合は、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な対応を行うと共に、管理者に報告をする。
- ② 事業所は、入居者に対する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該入居者の身元引受人に連絡をすると共に、必要な措置を講ずるものとする。
- ③ 事業者は、入居者に対する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。(第18条参照)
- ④ 事業所は、前項の損害賠償の為に、損害賠償保険に加入する。

## **(損害賠償)**

### **第18条**

事業所は、サービス提供にあたって入居者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償するものとする。ただし、事業所に故意、過失がなかったことを証明した場合は、この限りでないものとする。

## **(成年後見制度の活用支援)**

### **第19条**

事業者は、入居者との適正な契約手続等を行う為、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行うものとする。

## **(その他運営についての留意事項)**

### **第20条**

- ① 事業所の会計は、他の事業所の会計と区分して処理する。
- ② 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護、介護従業者、施設設備及び会計等に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。
- ③ この規定に定める事項以外の運営に関する重要事項は、法人の代表者と事業所管理者の協議に基づいて定めるものとする。

## **(看取りに関して)**

### **第21条**

- ① 入居者が主治医から余命等を宣告された場合は本人又は身元引受人の意思を最大限に尊重し、入居者の状態や事業所の設備、介護従事者の状況に合わせて、本人及び身元引受人の意思を確認した上で協議をするものとする。

## **附則**

この規程は、平成 22 年 11 月 1 日から施行する。  
平成 24 年 4 月 1 日から変更する。  
平成 25 年 4 月 1 日から変更する。  
平成 26 年 4 月 1 日から変更する。  
平成 26 年 8 月 1 日から変更する。  
平成 27 年 8 月 1 日から変更する。  
平成 30 年 8 月 1 日から変更する。  
令和 元年 6 月 1 日から変更する。  
令和 元年 10 月 1 日から変更する。

以 上

(別表)利用料その他費用の額

	月額(円)	日額(円)
食材料費	43,680	1,456
管理費(水光熱費)	26,640	888
居住費	39,000	1,300
<b>【合計】</b>	<b>109,320</b>	<b>3,644</b>

【その他】

医療費立替金	(実費) 後日精算致します
おむつ代	(実費) 後日精算致します
個人電気使用料	50円/1品目(テレビ、暖房器具等)※1日当り
理美容代立替金	(実費) 後日精算致します
その他(外出等の必要費用)	(実費) 後日精算致します

令和元年10月現在